令和８年度結城市水道事業における上水道転換支援事業に係る加入金及び工事費補助金交付に関する要項

（趣旨）

第１条　水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、定期的な水質検査実施が必要な飲用井戸から安全・安心な上水道への転換を図るため、結城市水道事業給水条例（昭和３８年結城市条例第２３号。以下「条例」という。）第３３条並びに結城市水道加入金取扱基準（昭和５４年結城市水道部告示第１号）第６条の規定に基づく加入金及び工事費に対する補助金を予算の範囲内において交付するものとし、当該補助金の交付については、結城市補助金等交付規則（平成１２年結城市規則第４２号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要項において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

（１）飲用井戸　結城市安全な飲料水の確保に関する条例（平成２６年結城市条例第１号。以下「安全な飲料水条例」という。）第２条第５号に規定する飲用井戸等（「飲用井戸等」以外の用語であっても、安全な飲料水条例第２条第５号に規定する「飲用井戸等」と同趣旨のものを含む。）であって、飲用に供する井戸をいう。

（２）上水道　結城市水道事業をいう。

（３）上水道転換　飲用井戸を利用する者が上水道に接続することをいう。

（４）水道加入者　上水道転換しようとする者をいう（居住目的のものに限る。）。

（５）加入金　条例第３１条の２に規定する加入金をいう。

（６）工事費　結城市水道事業が布設する配水管への接続に係る工事費用をいう。ただし、配水管分岐部から量水器筐（きょう）の直前部までの範囲に限る。

（加入金及び工事費補助金交付の対象）

第３条　この加入金及び工事費補助金の交付対象となるのは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）令和８年４月１日から令和９年２月２８日までの間に上水道転換すること。

（２）次のアからエまでのいずれかに該当する住宅であること。

ア　水道加入者が自ら現に居住している住宅であって、飲用井戸を使用する住宅を上水道転換すること。

イ　水道加入者が飲用井戸を使用する住宅から転居し、新たに上水道に加入すること。

ウ　水道加入者が賃貸を目的として所有する住宅であって、その住宅を上水道転換すること。

エ　飲用井戸を使用する住宅の賃借人たる水道加入者が、所有者の同意を得て上水道転換すること。

（３）上水道転換しようとする住宅のある宅地内に既に上水道に接続された水道加入者が所有する配管がないこと。

（４）水道加入者が令和８年３月３１日以前に水道普及促進支援事業に係る加入金の減免措置を受けたことがないこと。

（５）水道加入者及びその世帯員に市税等及び水道料金の滞納がないこと。

（加入金の補助金額）

第４条　加入金の補助金額は、１件につき３万円を限度とする。ただし、加入金の金額がこれに満たない場合は、加入金の金額の１千円未満の金額を切り捨てた金額を限度とする。

（工事費の補助金額）

第５条　工事費の補助金の額は、１件につき３万円を限度とする。ただし、工事費の金額がこれに満たない場合は、工事費の金額の１千円未満の金額を切り捨てた金額を限度とする。

（加入金及び工事費補助金の交付申請）

第６条　加入金及び工事費補助金の交付を受けようとする者は、令和８年度上水道転換支援事業に係る加入金及び工事費補助金交付申請書（様式第１号）に市税等納付状況確認に関する同意書（様式第２号）その他関係書類を添えて、管理者が別に定める日までに提出しなければならない。

（補助金の交付決定通知）

第７条　補助金の交付決定通知は、令和８年度上水道転換支援事業に係る加入金及び工事費補助金交付決定通知書（様式第３号）により行うものとする。

（補助事業の内容変更）

第８条　補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ管理者に令和８年度上水道転換支援事業工事内容変更承認申請書（様式第４号）を提出し、承認を受けなければならない。

２　前項の規定による変更承認の通知は、令和８年度上水道転換支援事業工事内容変更承認通知書（様式第５号）により行うものとする。

（補助事業の中止等）

第９条　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により、管理者の承認を受けなければならない。

２　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止したときは、工事箇所について自らの負担により原形に復旧しなければならない。

（状況報告）

第１０条　管理者は、必要に応じて、補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（検査）

第１１条　管理者は、必要があると認めるときは、補助事業者立会いの上、随時検査を行うことができる。

２　補助事業者は、検査に要する費用及び検査の結果生じた費用を、管理者に請求することはできないものとする。

（実績報告）

第１２条　補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して１４日以内又は当該年度の２月２８日のいずれか早い日までに、令和８年度上水道転換支援事業工事費補助金実績

報告書（様式第６号）を管理者に提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第１３条　補助金の額の確定通知は、令和８年度上水道転換支援事業に係る加入金及び工事費補助金額確定通知書（様式第７号）により行うものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第１４条　管理者は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）補助金を他の用途に使用したとき。

（３）補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第１５条　管理者は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金が既に交付されているときは、期限を付して補助事業者に当該補助金の返還を命じなければならない。

（補則）

第１６条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

付　則

この要項は令和８年１０月２６日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

結城市水道事業管理者
結城市長　　様

住所
氏名

令和８年度上水道転換支援事業に係る加入金及び工事費補助金交付申請書

下記のとおり上水道転換工事を実施したいので、令和８年度結城市水道事業における上水道転換支援事業に係る加入金及び工事費補助金交付に関する要項第６条の規定により、加入金及び工事費補助金の交付を申請します。

記

１　水道利用場所
２　土地所有者
３　住宅所有者
４　施工業者名
５　加入金の補助申請額　　円
６　工事費の補助申請額　　円
７　事業の完了予定　　年　　月　　日
８　補助金の受領方法

振込先金融機関	（銀行･信金･信組･農協･労金）　　店
（ふりがな） 口座名義	
口座番号	普通・当座　　ＮＯ.

８　関係書類
（１）占用許可申請に必要な書類
（２）図面（位置図、平面図、配管図、土工定規図及び横断図）
（３）工事見積書の写し
（４）給水台帳
（５）市税等納付状況確認に関する同意書（様式第２号）又は市税等の滞納がない証明書
（６）その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

結城市長　　様

申請者　住所

氏名（署名）

生年月日　　年　　月　　日

市税等納付状況確認に関する同意書

令和８年度上水道転換支援事業に係る加入金及び工事費補助金交付を申請するに当たり、私及び同居親族の下記の納付状況を確認することに同意します。

記

・市　県　民　税（森林環境税）
・固　定　資　産　税（都市計画税）
・軽　自　動　車　税
・国民健康保険税
・介　護　保　険　料
・後期高齢者医療保険料

上記市税等の確認について同意するとともに、内容確認等についても申請者に委任します。

※同居親族の署名及び生年月日記入欄

＿＿＿＿＿＿　年　月　日生	＿＿＿＿＿＿　年　月　日生
＿＿＿＿＿＿　年　月　日生	＿＿＿＿＿＿　年　月　日生
＿＿＿＿＿＿　年　月　日生	＿＿＿＿＿＿　年　月　日生

上記の申請者については、市税等の滞納が　ない／ある　ことを確認しました。

年　月　日	
課　名	収　納　課
職　氏　名	

様式第３号（第７条関係）

結　水　第　　号
年　　月　　日

様

結城市水道事業管理者
結城市長

令和８年度上水道転換支援事業に係る加入金及び工事費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった令和８年度上水道転換支援事業に係る加入金及び工事費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、令和８年度結城市水道事業における上水道転換支援事業に係る加入金及び工事費補助金交付に関する要項第７条の規定により、通知します。

記

１　補助金の額は次のとおりとする。

加入金補助額	円
工事費補助額	円
補助金合計額	円

２　補助金交付の条件

（１）結城市補助金等交付規則及び令和８年度結城市水道事業における上水道転換支援事業に係る加入金及び工事費補助金交付に関する要項の規定に従うこと。

（２）交付決定日から３０日以内に工事を着工すること。

（３）工事完了後、遅滞なく水道に加入すること。

Ｎｏ

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

結城市水道事業管理者
結城市長　　様

住所
氏名

令和８年度上水道転換支援事業工事内容変更承認申請書

年　　月　　日付け結水第　　号により補助金交付決定のあった令和８年度上水道転換支援事業工事に関し、下記のとおり変更したいので、令和８年度結城市水道事業における上水道転換支援事業に係る加入金及び工事費補助金交付に関する要項第８条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　変更の内容

２　変更の理由

※　必要に応じ図面等を添付すること。

様式第５号（第８条関係）

結　水　第　　号
年　　月　　日

様

結城市水道事業管理者
結城市長

令和８年度上水道転換支援事業工事内容変更承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった令和８年度上水道転換支援事業工事内容変更承認申請について、下記のとおり承認しましたので、令和８年度結城市水道事業における上水道転換支援事業に係る加入金及び工事費補助金交付に関する要項第８条第２項の規定により、通知します。

記

１　変更の内容

２　条件等

様式第６号（第１２条関係）

年　　月　　日

結城市水道事業管理者
結城市長　　様

住所
氏名

令和８年度上水道転換支援事業工事費補助金実績報告書

年　　月　　日付け結水第　　号で補助金交付決定のあった令和８年度上水道転換支援事業工事について、下記のとおり実施したので、令和８年度結城市水道事業における上水道転換支援事業に係る加入金及び工事費補助金交付に関する要項第１２条の規定により、関係書類を添えて報告します。

関係書類
１　給水管布設工事費の領収書の写し
２　工事写真（施工前、施工中及び施工後の状況）
３　その他市長が必要と認める書類

様式第７号（第１３条関係）

結　水　第　　号
年　　月　　日

様

結城市水道事業管理者
結城市長

令和８年度上水道転換支援事業に係る加入金及び工事費補助金額確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった令和８年度上水道転換支援事業に係る加入金及び工事費補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、令和８年度結城市水道事業における上水道転換支援事業に係る加入金及び工事費補助金交付に関する要項第１３条の規定により、通知します。

記

加入金補助確定額	円
工事費補助確定額	円
補助金合計確定額	円